

快適トイレ設置工事実施要領

(愛知県農業水産局・農林基盤局)

(目的)

第1条 建設現場において男女ともに働きやすい環境整備を進めるため、建設現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という）を導入することを目的として実施する。

(対象工事)

第2条 愛知県農業水産局及び農林基盤局の発注工事全てを対象とするが、当初は金額を計上せず、設置を終えた工事について変更契約時に計上するものとし、工事現場に新たなトイレを設置する場合に適用する。なお、現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。

(取組内容)

第3条 取組内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 請負者は、快適トイレの設置に取り組む場合は、工事契約後、速やかに工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。
- (2) 監督員は、前号の協議があった場合は、快適トイレの設置が可能な現場は全て設置することとし、その旨を回答する。
- (3) 請負者は、契約工期のうち、準備、後片付けに要する日などの現場不稼働日を除く期間において、快適トイレを男女別に1基ずつ設置することを標準とする。

(快適トイレの仕様)

第4条 快適トイレは、以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。なお、(12)～(18)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg以上）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900 mm×900 mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- (18) 付属品等の木質化

（積算方法等）

第5条 監督員は、第4条(1)～(11)の仕様について、請負者に内容が確認できる資料の提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとし、積算方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※¹を計上するものとし、設置基数は、現場ごとに必要性を協議の上、決定する。

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品)を減じた額。

- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- (3) ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000 円／基・月まで計上可能とする。
- (4) 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積み上げ計上しない。

（配慮すべき事項）

第6条 快適トイレの導入にあたっては、以下の（1）～(6)に配慮することとする。

- (1) 原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。

- (2) 全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

- (3) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

- (4) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは、入口を分ける等の動線の配慮をする。

(5) ドアの向き

女性用トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

(6) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

(7) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

(8) 性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年10月1日から施行する。